

太白区まちづくり活動助成事業評価基準及び評価方法

【評価基準】

1. 団体の適格性

- ・団体の意思決定や事業の実施において自主性・主体性を備えていること
- ・組織の継続性が認められること（会員数、財務状況、会則・規約の設置など）
- ・社会的信用力を有していること
- ・適切な活動実績を有していること
- ・活動に対する熱意が認められること
- ・提案事業を遂行できる能力を有していること

2. 事業の目的

- ・公益性が認められること
- ・地域の課題の解決や魅力の創出等に資するまちづくり活動と認められること
- ・社会的ニーズが認められること

3. 事業の内容

- ・実現可能性が認められること
- ・実施方法が具体的であること
- ・実施方法が効率的・効果的であること
- ・新規性・独創性が認められること
- ・創意工夫が図られていること
- ・収支計画が適正であること
- ・多様な事業予算の確保や、経費の縮減に配慮していること

4. 実施体制

- ・事業責任者が明確であること
- ・事業実施における役割分担が明確であること
- ・必要に応じて関係機関・団体等との協力・支援環境が確保されていること

5. 効果・影響力

- ・地域の課題の解決や魅力の創出などまちづくりへの効果・影響が大きいこと
- ・投資に対する効果が十分期待できること
- ・助成制度の活用により事業や団体の更なるステップアップが期待できること
- ・パイオニア的事業として他地域のまちづくりにも影響力を有すること

6. 将来性・発展性

- ・助成制度活用後も事業の継続に意欲があること
- ・助成制度活用後の事業のあり方に計画性・発展性が認められること

【評価方法】

1. 評価基準に示した評価項目については、それぞれ1から5点の5段階（数字が大きいほど評価が高い）で採点する。なお、評価基準に示した「2. 事業の目的」「3. 事業の内容」「5. 効果・影響力」「6. 将来性・発展性」の評価項目については、採点した点数の2倍を点数とする。
- ※1. 評価委員の一事業に対する最大点数は5点×2項目+5点×4項目×2=50点。
2. 複数年にわたる継続申込みの場合は、それまでの事業実績を加味した上で評価する。
 3. 評価委員が運営に関わっている団体が助成申請した場合は、当該委員は当該申請団体の評価に加わらないものとする。

【採択候補事業の選定基準】

1. 各評価委員の採点の合計が満点中の5割以上を得た事業を採択候補事業とする。

【助成金額】

1. 助成金額は、太白区の当該助成事業の予算の範囲内で調整する。（助成申込額から減額となる場合がある。）
2. 採択候補事業ごとに、提案事業の内容を審査したうえで助成金額案を査定する。